

「つみたてNISA」をはじめめる方へ(2017年内手続用)

「**一般NISA**」の口座をお持ちでない方は、簡単に「つみたてNISA」をはじめめることができます。

現在「**一般NISA**」の口座をお持ちの方は、以下のフロー図をご覧ください。その際、「一般NISA」で既に商品を保有している場合、**その商品を売却する必要はありません**。

最長5年間はそのまま**非課税で保有可能で、売却益も非課税**です。

一般NISAの口座をお持ちですか？（一般NISA口座の残高がゼロの場合もYESへ）

YES

NO

一般NISAと同じ金融機関で「つみたてNISA」をはじめますか？(注1)

YES

NO

2017年9月30日までに
マイナンバーの届出を行いましたか？

YES

NO

一般NISA口座のある金融機関に、
・金融機関の変更届出書を提出し、
・勘定廃止の証明書を受領

同じ金融機関に、
・つみたてNISAへの変更届出書を提出

同じ金融機関に、
・つみたてNISAの口座開設届出書
・マイナンバーを提出

つみたてNISAをはじめめる金融機関に、
・勘定廃止の証明書
・つみたてNISAの口座開設届出書
・マイナンバーを提出

つみたてNISAをはじめめる金融機関に、
・つみたてNISAの口座開設届出書
・マイナンバーを提出

2018年より、つみたてNISA利用可能

(注1) 2017年9月30日までにマイナンバーの届出をしなかった方は、来年分の「一般NISA」の口座は自動開設されないため、「一般NISA」の口座を持っていない方と同様の手続を行ってください。

(注2) 「一般NISA」から「つみたてNISA」への変更は、来年以降、年の途中でも行うことは可能ですが、既にその年に「一般NISA」で買付けを行っている場合、その年は「つみたてNISA」で買付けできません。